

鳥取県告示第170号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字坂ノ前58、字庵住谷363の1、365、366、字北ノ谷374、375、377の1、字倉ノ谷380の1、383、406、字北谷400の1、403の1、字伊屋谷410の6、410の28、410の29、字赤松谷東平414の1、字粥餅谷469、470、476、478、大字大杉字芭蕉651の1、字上鎌谷765の1、765の2、字深谷776、字西山808の1、808の6、808の7、字城内谷855、字生田平876の4、876の14、字栃谷884の2、885の1、886の1、大字野井倉字袋尻664の28、664の29、664の34、664の35、字興家686、字一向平ル688の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字福永字伊屋谷410の6、410の28、410の29、字赤松谷東平414の1、字粥餅谷469、470、476、478、大字大杉字芭蕉651の1、字上鎌谷765の1、765の2、字生田平876の4、876の14、字栃谷885の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字三郎谷361の1、字庵住谷367の1、368の1、字北ノ谷370から372まで、字倉ノ谷381、382の1、382の2、字滝ノ谷385の1、386の1から386の3まで、390の1、字北谷400の10、字赤松谷東平420の1、420の2、421の1、421の2、字向ヒラ441の1から441の3まで、447、字倉坂越460、字西ヒラ468、大字野井倉字袋尻664の1、664の8、664の9、664の16、664の17、664の22、664の23、664の54、字宮ノ谷361から363まで、365、大字三本杉字男女川西谷98、99、字男女川東谷105、107、108、字見平ラ113から115まで、字良津カフ西平ラ118、字良津カフ東平ラ125、130

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)